

公正競争条件確保法案 概要

1 目的

公的資金による事業再生支援が公正かつ自由な競争を阻害するおそれがあることに鑑み、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する指針の策定等について定めることにより、これらの者の対等な競争条件の確保を図り、もって国民経済の健全な発達の促進に資する。

2 定義

- 「公的資金による事業再生支援」とは、株式会社企業再生支援機構その他有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の事業の維持更生又は再生を支援することを目的に政府が直接又は間接に出資して設立された法人（当該目的に係る業務を行う法人を含む。）（事業再生支援法人）がその目的に係る業務として行う次の行為をいう。
 - 債権の買取り等
 - 資金の貸付け
 - 債務保証
 - 出資※ 東日本大震災事業者再生支援機構は対象外
- 「公的資金再生事業者」とは、公的資金による事業再生支援を受けた事業者をいう。

3 指針の策定

公正取引委員会は、独占禁止法の目的である公正かつ自由な競争の促進を図るため、次の事項を勘案し、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な事項に関する指針を策定する。

- 公的資金による事業再生支援が公的資金再生事業者の事業の維持更生又は再生のために必要最小限のものであるかどうか。
- 競争条件に対する影響を最小限とするため必要な措置が講じられているかどうか。

4 事業再生支援法人及び関係行政機関の長の責務

- 事業再生支援法人は、公的資金による事業再生支援を行うに当たっては、3の指針を勘案するものとする。
- 関係行政機関の長は、公的資金再生事業者等に対し処分等を行うときは、3の指針を勘案するものとする。

5 事業再生支援法人及び関係行政機関の長に対する勧告

- 公正取引委員会は、3の指針に照らし公的資金による事業再生支援又は公的資金再生事業者等に対する処分等が適切に行われていないと認めるときは、事業再生支援法人又は関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができるとともに、勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 事業再生支援法人及び関係行政機関の長は、1の勧告に基づき講じた措置について、公正取引委員会に通知しなければならない。

6 平成23年改正所得税法等の一部改正

- 平成24年4月1日前に更生手続開始の決定等の事実が生じた公的資金再生事業者については、平成23年改正所得税法等附則第14条第2項の規定（欠損金の繰越しの特例）は、適用しないものとする。
- 連結親法人である1の公的資金再生事業者については、平成23年改正所得税法等附則第22条第2項の規定（連結欠損金の繰越しの特例）は、適用しないものとする。

7 施行期日

公布の日から施行（6については、平成25年4月1日）